(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	岩手町

岩手町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 岩手町農林課

所 在 地 岩手県岩手郡岩手町

大字五日市第 10 地割 44 番地

電 話 番 号 0195-62-2111 (内線 309)

F A X 番号 0195-62-3589

メールアドレス nourin-1@town.iwate.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、カラス、
	ハクビシン、カワウ
計画期間	令和5年度~令和7年度
対象地域	岩手県岩手町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

自鉛の活粘	被害の現状		
鳥獣の種類	品目	被害	数値
ツキノワグマ	飼料作物	20 a	150 千円
	野菜	15 a	140 千円
ニホンジカ	水稲	2 a	20 千円
	豆類	10 a	30 千円
	野菜	275 a	4,035 千円
イノシシ	雑穀	2 a	50 千円
カラス	野菜	2 a	60 千円
ハクビシン	果樹		_
カワウ	魚類		_

(2)被害の傾向

ツキノワグマ	被害は町内全域で中山間地を中心に初夏から秋にかけて発	
	生、常態化している。主な被害作物は飼料作物と野菜等である。	
ニホンジカ	被害は春から秋にかけて川口、東部両地区の丹藤川周辺や御	
	堂地区等の北上山系を中心に発生。拡大傾向にあり生息数の増	
	加が推測される。主な被害は水稲や野菜等に対する食害である。	
イノシシ	被害は春から秋にかけて川口、東部両地区の丹藤川周辺や御	
	堂地区等の北上山系を中心に発生。増加傾向にあり生息数の増	
	加が推測される。主な被害は雑穀等に対する食害である。	
カラス	被害は春から秋にかけて町内全域で発生し、常態化している。	
	主な被害は野菜等に対する食害やいたずらである。	
ハクビシン	被害は春から秋にかけて町内全域で発生。拡大傾向にあり生	
	息数の増加が推測される。主な被害は果実等に対する食害であ	
	るものの被害の算出に至るほどではない。	
カワウ	被害は北上川、丹藤川流域で発生。目撃件数は少ないが、今	
	後増加の可能性も考えられる。主な被害は川魚の捕食であるが	
	被害の算出に至るほどではない。	

(3)被害の軽減目標

指標		現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
ツキノワグマ	被害金額	290 千円	250 千円
	被害面積	35 a	30 a
ニホンジカ	被害金額	4,085 千円	3,500 千円
	被害面積	287 a	243 a
イノシシ	被害金額	50 千円	45 千円
	被害面積	2 a	1.8 a
カラス	被害金額	60 千円	55 千円
	被害面積	2 a	1.8a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に	・岩手町鳥獣被害対策実施隊によ	・ニホンジカ等の有害鳥獣の個体数
関する取	り、「隊の職務の範囲」で被害防	減少に努めるとともに、イノシシの生
組	止を図った。	息地北上による食害等の鳥獣被害に
	・町の鳥獣被害対策総合支援事業	備え、捕獲と併せた被害防止対策の指
	を活用し、捕獲機材の導入、狩猟	導、わな講習や免許取得推進のPRが
	免許取得に関わる経費の補助によ	必要。
	り、鳥獣被害対策実施隊の増員を	
	図った。	
防護柵の	・町の鳥獣被害対策総合支援事業に	・防護柵等による被害防止対策の推進
設置等に	より防護柵の設置に対して経費の	と周知に努める。
関する取	一部の助成を行っている。	
組	・令和4年度より、助成内容拡大と	
	助成金額の増額を行った。	
生息環境	・毎年、野生鳥獣の生態と被害	・地域ぐるみの被害防除対策の構
管理その	防止対策に係るセミナーに参加	築に必要な、地域における生息状況
他の取組	し、鳥獣被害対策担当者の知識を	や被害状況、捕獲状況等のデータを
	深めている。	<u>収集・管理のため、ICT や GIS の導</u>
		入を検討する。

(5) 今後の取組方針

- ・対象鳥獣の捕獲は、引き続きわな等による捕獲を実施し、被害状況を踏まえ、関係 機関と連携し効果的な捕獲方法の研究及び捕獲機材の導入と整備を進める。
- ・農林水産物被害の防止は、町や県、国の補助事業を活用して防護柵等の導入を進める。
- ・農家や自治振興会、農協等関係機関との連携を強化して被害状況の把握に努め、農 林水産物被害の防止に向けた研修会を実施する等、防護対策や技術の普及を図り、 地域ぐるみで被害防止に取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

- ・岩手町鳥獣被害対策実施隊を任命し迅速な捕獲実施体制を確保。
- ・岩手町地区猟友会に対し、鳥獣保護管理事業、狩猟事故防止事業、有害鳥獣捕獲 事業を委託。
- ・ツキノワグマの出没があり、安全かつ迅速な有害鳥獣捕獲を推進する必要がある ため、岩手町鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ツキノワグマ	・被害状況等の情報収集や効率的な捕獲方法を検討
~	ニホンジカ	する。
令和7年度	イノシシ	・岩手町地区猟友会と連携を強化し、迅速な捕獲体
	カラス	制を構築するととともに狩猟者の確保育成に努め
	ハクビシン	る。
	カワウ	・法定猟具を活用し、適正な捕獲を実施する。
		・対象鳥獣による被害状況に応じ、効果的な捕獲機
		材の導入を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

【ツキノワグマ】

町独自の捕獲頭数目標は設定せず、県の第5次ツキノワグマ管理計画に基づき適 正な捕獲を実施する。また、個体数の減少を防ぐため、被害状況を考慮しつつ、注 意喚起や誘引物の除去、追払いなどによる被害防止に努め、これらの効果が得られ ない場合のみ必要最小限の捕獲を行う。

【ニホンジカ】

生息数及び生息域の拡大が確認され、農作物被害の増大が懸念されている。わな を用いた捕獲活動を中心に可能な限り捕獲を実施し、<u>年間400頭</u>の捕獲を目標とす る。

【イノシシ】

目撃情報も増え、生息数及び生息域が拡大傾向にあり、農作物被害の増大が懸念される。わなを用いた捕獲活動を中心に被害防止に努め、<u>年間10頭</u>の捕獲を目標とする。

【カラス】

農作物の被害のほか、ねぐら付近の糞害等被害が多岐に渡ることから、可能な限り捕獲を実施し、<u>年間50羽</u>の捕獲を目標とする。

【ハクビシン】

町南部で生息が確認されてから現在は町全域で確認され、生息数及び生息域が拡大している。農作物被害の増大が懸念されていることから、わなを用いた捕獲活動を中心に可能な限り捕獲を行う。

【カワウ】

川魚の捕食による被害等により、今後生息数及び被害の拡大が懸念されている。 川の生態系維持のためにも可能な限りの捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5 年度	6年度	7年度
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	400	400	<u>400</u>
イノシシ	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>
カラス	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カワウ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容

被害状況や目撃及び出没情報に応じて、岩手町鳥獣被害対策実施隊の派遣や、岩手町地区猟友会の協力を得て捕獲方法や捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる 方法で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ニホンジカ等による農作物被害が恒常的に発生している状況であり、目撃情報についても広範囲にわたっていることから、特にもニホンジカの有害捕獲について実施していく必要がある。この捕獲率向上のため、射程の長いライフル銃による対応が必要となっている。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
岩手町	カワウ、ゴイサギ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイス
	ズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌ キ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハ
	キ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハ
	クビシン、イノシシ、ニホンジカ、ノウサギ及びドバト

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5 年度	6年度	7年度
ツキノワグマ	電気柵 10 基	電気柵 10 基	電気柵 10 基
ニホンジカ	<u>(1基当り800m)</u>	<u>(1基当り800m)</u>	<u>(1基当り800m)</u>
イノシシ			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容	
	5年度~7年度	
ツキノワグマ	町広報等による電気柵の普及や誘引物の適正処理及び周辺環	
ニホンジカ	境整備等、被害防止対策の普及啓発等の効果的な被害防止に取り	
イノシシ	組む。	
カラス		
ハクビシン		

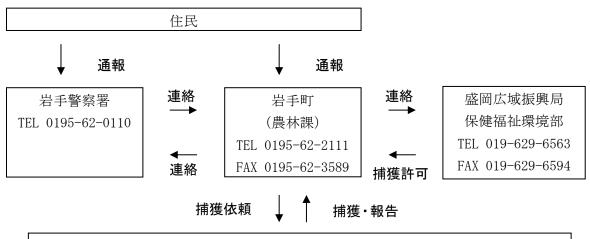
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度		<u>鳥</u> 獣保護区の設定に基づき、狩猟できる区域を限定
<u>~</u>	1. —	し、生息環境を管理する。
令和7年度		

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩手町	情報収集、連絡調整、捕獲許可、周辺住民へ注意喚起
岩手町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、意見提言
岩手町地区猟友会	対象鳥獣の捕獲、意見提言
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
岩手警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言
鳥獣保護巡視員	鳥獣捕獲に関する指導、助言

(2) 緊急時の連絡体制



岩手町鳥獣被害対策実施隊(岩手町地区猟友会) Ta <u>0195-65-2605 (会長)</u> 0195-62-3135 (事務)

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法は、生態系に影響を与えないような方法で捕獲等をした 現場での埋設、適切な処理施設での焼却等により適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	狩猟従事者の自家消費
	直近の動向を参考に今後検討
ペットフード	直近の動向を参考に今後検討
皮革	直近の動向を参考に今後検討
その他	直近の動向を参考に今後検討
(油脂、骨製品、角	
製品、動物園等で	
のと体給餌、学術	
研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

直近の動向を参考に今後検討

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

直近の動向を参考に今度検討

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	岩手町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
岩手町	協議会の事務局及び鳥獣による農作物の被害状況
	の把握とその対応
岩手町地区猟友会	有害鳥獣の捕獲活動に関する取組と意見提言
八幡平農業改良普及センター	鳥獣被害防止対策に関する技術実証・提言、被害
	防除に関する意見提言
新岩手農業協同組合東部営農経済	鳥獣による農作物の被害状況の把握、農家の意見
センター	収集及び意見提言
岩手中央酪農業協同組合	鳥獣による農作物の被害状況の把握、農家の意見
	収集及び意見提言
盛岡広域森林組合	鳥獣による森林の被害状況の把握、森林所有者の
	意見収集及び意見提言
上北上川漁業組合	鳥獣による水産物の被害状況の把握と意見提言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
盛岡広域振興局農政部	有害鳥獣被害対策活動の指導、助言
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言
岩手町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣被害対策活動の実施
岩手警察署生活安全課	有害鳥獣被害対策及び地域安全活動の実施、指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日 平成30年4月1日

対象鳥獣 岩手町鳥獣被害防止計画に掲げる対象鳥獣

隊員数 30名以内(岩手町地区猟友会から推薦されたもの)

任期 2年(再任の妨げなし)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、新たな有害鳥獣の出現などが見られる場合には、鳥獣被害防止対策協議会 及び鳥獣被害対策実施隊の役割や規模等について、被害の状況に応じて適宜見直し 、効果的な体制づくりを図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

計画が現況に適さないと判断されるときは、関係機関と協議して計画の見直しを 行い、効果的な被害防止に努める。